

宮城県建設工事に係る競争入札の参加登録における一級技術者の取扱いに関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、宮城県建設工事に係る競争入札の参加登録等に関する規程（平成13年宮城県告示第727号。以下「規程」という。）に定めるもののほか、一級技術者の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(一級技術者の取扱い)

第2条 毎年度4月1日の入札参加登録の更新時において、次の各号に掲げる要件を満たす登録業者（県内に本社がある者に限る。）については、規程別表第1に規定する一級技術者数を増員し、格付けを上位等級に変更することができる。

一 総合評点や完成工事高は上位等級の要件を満たしているが、一級技術者数の要件が満たされないため上位等級に格付けされない場合であり、登録時に提出した建設業法第27条の27に規定する経営規模等評価結果通知書の審査基準日以後において、当該基準を満たす一級技術者（以下「該当技術者」という。）が在籍していること。

二 該当技術者は、直近の入札参加登録時に提出した経営規模等評価結果通知書の技術職員名簿に登載されているとともに、以降も当該登録業者への雇用が継続されている者に限る。

(審査等)

第3条 前条の規定による取扱いを受けようとする者は、別に指定する期間中に様式1を知事に提出しなければならない。

2 様式1を提出する場合においては、該当技術者の資格者証等その事実を証する関係書類一式とともに、該当技術者の常勤性を確認できる書類を添付するものとする。

3 本条に基づく申請書類は、出納局契約課で受理後、様式2により土木部事業管理課において建設業法に基づく経営事項審査基準に則って内容確認を行い、その結果を様式3で契約課に提供するものとする。なお、当該申請書類は、格付け等級の変更に係る審査についてのみ使用するものであり、入札参加登録の評価点や経営規模等評価結果通知書の内容を変更するものではないこと。

(等級格付けの変更)

第4条 前条第3項の規定による確認後適格と認められたときは、知事は当該登録業者の一級技術者数の増員を認め、規程第5条による建設工事入札参加業者登録簿を修正するものとする。

附 則

1 この要領は、平成29年4月1日から施行する。

2 「宮城県建設工事に係る競争入札の参加登録における1級技術者の特例に関する要領」（平成24年1月1日施行）は廃止する。

附 則

この要領は、令和4年7月1日から施行する。